

# 山梨県公報

第二千五百四十五号

平成二十七年

九月二十四日

木曜日

## 目次

- 道路の区域変更……………六一九  
○建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定(二件)……………六一九  
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定……………六二〇  
○指定施業要件変更保安林の所在不分明通知……………六二一  
○落札者の決定について……………六二二  
○平成二十七年三月九日付第二千四百九十一号中……………六二二

## 告示

### 山梨県告示第二百九十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十七年十月十五日まで一般の縦覧に供する。  
平成二十七年九月二十四日

山梨県知事 後藤 斎

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 四一一号
- 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
甲州市塩山一ノ瀬高橋六一四番の一地区から	旧	一六・六〇	一一二・六
	新	二六・九	

甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番の二地区まで

新 一六・六〇 一一二・六  
三九・〇

### 山梨県告示第二百九十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二〇一号)第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、同法第七十七条の十八第一項の確認検査を行う指定確認検査機関の名称等を次のように告示し、建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定(平成二十一年山梨県告示第四百四十五号)は、廃止する。  
平成二十七年九月二十四日

山梨県知事 後藤 斎

- 指定確認検査機関の名称  
公益社団法人山梨県建設技術センター
- 住所  
甲府市酒折一丁目二千七百七十五番二号
- 指定の区分  
建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令(平成十一年建設省令第十三号)第十五条各号に掲げる区分(建築基準法施行令第三百三十八条第二項及び第三項に規定する工作物を除く。)
- 業務区域  
山梨県全域
- 確認検査の業務を行う事務所の所在地  
甲府市酒折一丁目二千七百七十五番二号

### 山梨県告示第三百号

建築基準法(昭和二十五年法律第二〇一号)第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、同法第七十七条の十八第一項の確認検査を行う指定確認検査機関の名称等を次のように告示し、建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定(平成二十四年山梨県告示第二十三号)は、廃止する。  
平成二十七年九月二十四日

山梨県知事 後藤 斎

- 指定確認検査機関の名称  
株式会社YKS確認検査機構



アースサポート株式会社	アースサポート山梨	山梨県山梨市上神内川千四百七十七番地	介護予防訪問入浴介護 訪問入浴介護	同
株式会社ハピネス	デイサービスはびねす	山梨県南都留郡富士河口湖町船津六千八百九番地一	介護予防通所介護 通所介護	同
社会福祉法人裕良会	居宅介護支援事業所わかやなぎ	山梨県甲府市池田二丁目六番三十号さくらビル二一〇号室	居宅介護支援	平成二十七年八月三日
ケアリゾート株式会社	中條の家	山梨県韮崎市中田町中條十五番地	介護予防通所介護 通所介護	平成二十七年八月十日
矢崎 健吾	ケーツーメディアカル居宅介護支援事業所	山梨県西八代郡市川三郷町高田五百十七番地二	居宅介護支援	平成二十七年八月十六日
有限会社こすもす	新こすもす通所介護事業所	山梨県韮崎市藤井町北下條二千五番地一	介護予防通所介護 通所介護	平成二十七年八月十八日
株式会社サンクシア	みやびヘルパーステーション	山梨県甲府市千塚四丁目十二番十八号	介護予防訪問介護 訪問介護	平成二十七年八月十九日
同	みやび居宅介護支援事業所	同	居宅介護支援	同

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を山梨市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十七年九月二十四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
山梨市三富川浦字峠沢一八二三の一（次の図に示す部分に限る。）	雨宮政宣、日原壽久、岡部一浩、岡部富永、廣瀬かね子、山中友行
山梨市三富川浦字観音沢一八六一の二（次の図に示す部分に限る。）、字峠沢一八二三の五七	日原甲子男、齊藤榊、岡部一浩、岡部富永、廣瀬かね子、山中友行
山梨市三富徳和字小屋沢一四七四の一（次の図に示す部分に限る。）、字平石一五九三の一、一五九三の六から一五九三の一まで、一八〇七、一八〇八	坂本石丸、坂本勝吉、坂本喜谷、坂本吉弘、坂本儀登、坂本喜八、坂本敬次郎、坂本今朝雄、坂本多聞、坂本忠徳、坂本津るよ、坂本輝政、坂本富夫、坂本信義、坂本秀幸、坂本政信、坂本幸延、坂本義敬、清水あい、鈴木幸子、高根春雄、内藤俊彦、名取照、名取慎、名取君作、名取金重、名取源吉、名取重明、名取隆盛、名取朋忠、野澤義信、藤井四郎、宮崎桂次、山下進、坂本治長、名取宣孝、名取忠雄、名取保源、齋藤廣一郎、山中元親

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び山梨市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 四 保安林の指定施業要件変更の告示  
平成二十七年八月二十八日農林水産省告示第二千四十二号

● 落札者の決定について  
次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。  
平成二十七年九月二十四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
- (一) 名称 情報処理実習装置  
(二) 数量 三式
- 二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地
- (一) 名称 山梨県出納局管理課  
(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十七年七月二十七日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所
- (一) 名称 リコージャパン株式会社  
(二) 住所 東京都大田区中馬込一丁目三番六号
- 五 落札金額 三千七百二十六万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 平成二十七年六月十五日

## 正 誤

○ 平成二十七年三月九日(第二千四百九十一号)公布山梨県人事委員会規則第二号(期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則)

一四〇ページ下段終わりから一行目は次のとおりの誤り。  
第十三条の二第一項中「百分の三十七・五」を「百分の三十五」に、「百分の四十七・五」を「百分の四十五」に改める。